

宮崎県警察航空隊の運営等に関する訓令

平成6年5月27日

本部訓令第20号

この訓令は、宮崎県警察における警察航空隊の運営並びに警察用航空機の運用及び整備等に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 勤務種別及び運用
- 安全管理及び点検整備
- 臨時発着場の指定

等である。